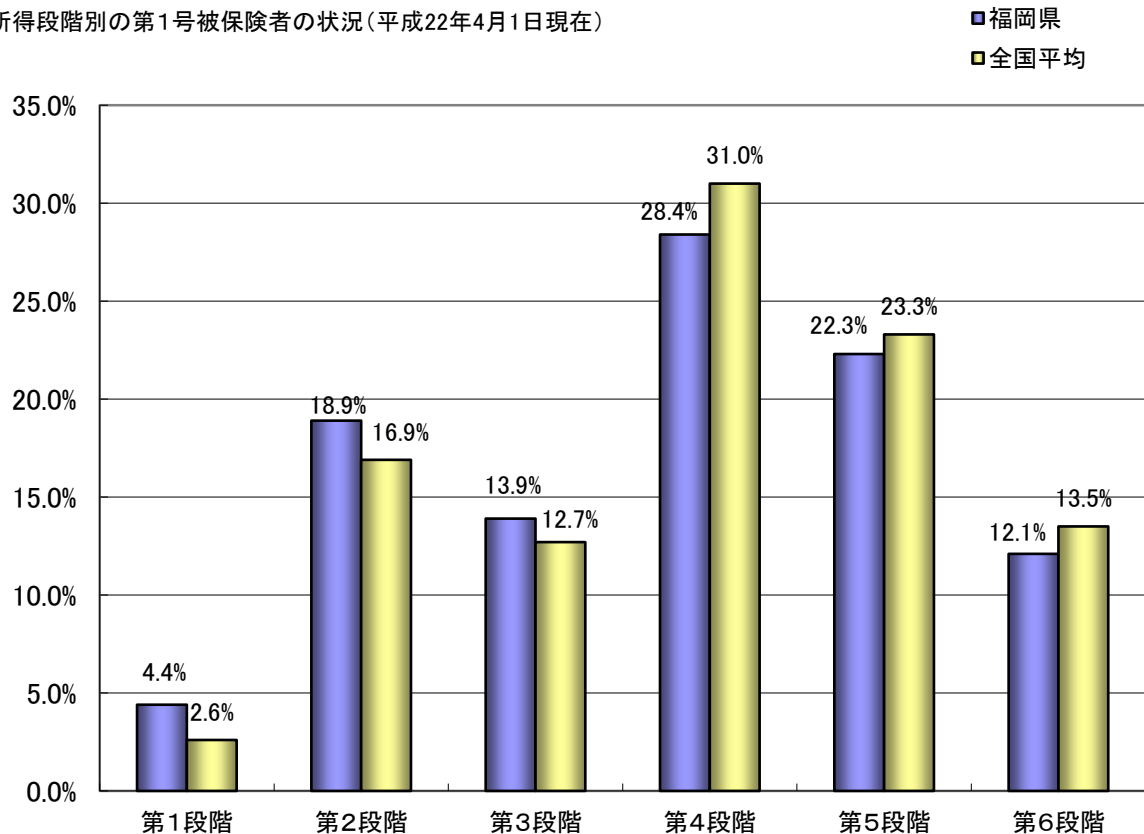


所得段階別の第1号被保険者数

本県の第1号被保険者数の所得段階別構成割合をみると、基準段階となる第4段階(保険料=基準額×1.0)が最も多く、次いで第5段階(基準額×1.25)となっている。

なお、平成15年度から保険料基準の弾力化、平成18年度からは多段階の保険料率の設定が可能となったため、保険者によっては保険料区分を7段階以上に設定している(「決算資料等 2 第1号保険料の設定状況」参照)。

所得段階別の第1号被保険者の状況(平成22年4月1日現在)



(注) 保険料の弾力化を行っている保険者であっても、標準的な基準に従って保険料を設定したものと仮定して算定している。

| 区分 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | 第4段階 | 第5段階 | 第6段階 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 福岡県 | 4.4% | 18.9% | 13.9% | 28.4% | 22.3% | 12.1% |
| 全国平均 | 2.6% | 16.9% | 12.7% | 31.0% | 23.3% | 13.5% |

(出典: 平成21年度介護給付費財政調整交付金)

所得段階別第1号被保険者数

(単位:人)

| 区分 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | 第4段階 | 第5段階 | 第6段階 | 第7段階以上 | 合計 |
|------------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|-----------|
| 平成23年3月31日 | 49,048 | 205,090 | 150,496 | 317,010 | 252,220 | 87,963 | 49,934 | 1,111,761 |

(出典: 介護保険事業状況報告)